

大網白里市耐震改修促進計画



大網白里市

平成23年5月策定
(令和3年3月改定)

大網白里市耐震改修促進計画

目次

はじめに

第1 計画の目的等	2
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 対象区域	
5 対象建築物	
第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	4
1 想定される地震、被害	
2 耐震化の現状	
3 耐震改修等の目標の設定	
4 市有建築物の耐震化	
第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	7
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	
2 重点的に耐震化すべき区域・建築物	
3 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要	
4 地震発生時に通行を確保すべき道路(重点道路)	
5 地震時の建築物の安全対策	
6 大網白里市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定	
第4 啓発及び知識の普及に関する事項	10
1 地震ハザードマップの活用	
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	
3 パンフレットの配布等	
第5 所管行政庁との連携に関する事項	11
1 耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表等	
2 建築基準法に基づく勧告、命令等	
第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	12
1 関係団体との連携	
2 その他	
資料1 特定建築物一覧	13
資料2 関係法令等	15
(1)建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基準的な方針	
(2)建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)	
(3)建築基準法(抜粋)	
(4)建築基準法施行令(抜粋)	
資料3 建築物の耐震性について	35

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この、教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下、「耐震改修促進法」という。)が制定されました。

しかし、平成16年10月に新潟県中越地震、平成17年3月に福岡県西方沖地震、平成19年7月に新潟県中越沖地震、そして、平成23年3月に東日本大震災が発生するなど大規模な地震が頻発しており、本市についても、首都圏直下地震等甚大な被害をもたらす大地震が切迫していると指摘されているところです。

このため、国では、建築物の耐震化について、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とするとともに、地震による人的被害や経済的被害を減らすための最も重要な課題と位置付け、緊急かつ最優先で取り組み、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施するため、耐震改修促進法が平成17年に一部改正されました。この改正により、都道府県及び市町村は耐震改修促進計画を定め、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めることとされました。

このようなことから、県においては、耐震改修促進法第5条の規定に基づき、「千葉県耐震改修促進計画」(以下「県計画」という。)を策定しました。

本市においても、地震による建築物の被害を未然に防ぐとともに、市民の生命・財産を守るために、「大網白里市耐震改修促進計画」(以下「本計画」という。)を定め、県、市及び市民等が連携を図り、本市における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、既存建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めるものです。

(平成23年5月)

令和3年3月の改定について

本市は、平成23年5月に令和2年度を目標年度とする耐震促進計画を策定し、建築物の耐震化を促進してきました。

東日本大震災での甚大な被害を経験し、南海トラフ地震、首都直下型地震などの大地震発生切迫性を踏まえるとともに、平成25年11月25日には耐震改修促進法が改正されるなど、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の一層の推進が求められています。

この度の大網白里市耐震改修促進計画の改定は、当初計画が目標年度を迎え、耐震改修促進法等に基づき新たな目標等を定めるなど、引き続き建築物の耐震化を促進していくため最新のものに改めるものです。

第1 計画の目的等

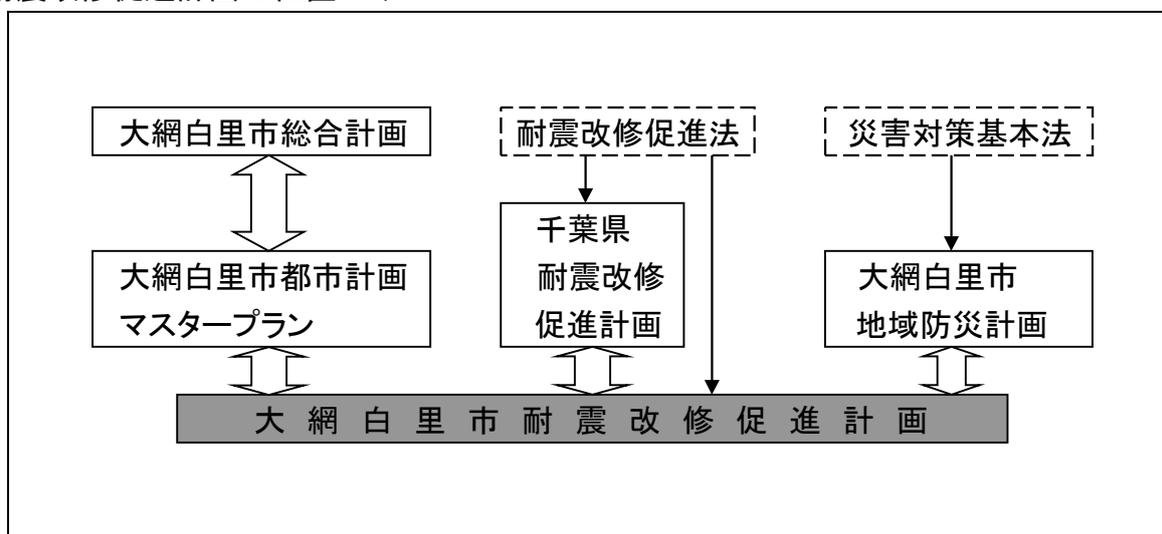
1 計画の目的

本計画は、耐震改修促進法に基づき、大網白里市における建築物の耐震性能を向上し、今後予想される地震災害から市民の生命・財産を守ることを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定により、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)及び県計画との整合を図るとともに、「大網白里市総合計画」、「大網白里市地域防災計画」及び「大網白里市都市計画マスタープラン」を踏まえ策定するものです。

耐震改修促進計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、耐震化の目標設定や耐震化を促進するための施策を定めます。なお、本計画の内容については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

4 対象区域

本計画の対象区域は、大網白里市全域とします。

5 対象建築物

本計画の対象建築物は、建築基準法(昭和25年法律第20号)における旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)で建築された建築物のうち、次に示すものとします。

- 1) 住宅(戸建住宅、併用住宅、共同住宅)
- 2) 特定建築物 ※1

(耐震改修促進法第14条第1号に掲げる用途、規模の建築物及び同条第2号に掲げる危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)

3) 市有建築物

※1 P13 資料1を参照

第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 想定される地震

千葉県は、県内で大きな影響を及ぼす可能性のある地震について、「千葉県地震被害想定調査(平成19年度及び26・27年度版)(以下「県地震被害想定」という。)」の中で被害想定しております。

大網白里市地域防災計画(令和2年3月版)においては、県地震被害想定をもとに、本市に影響が大きい地震として東京湾北部地震、千葉県北西部直下地震、市の直下で起きる地震(防災リスク対策用地震)を想定しています。

(2) 想定される被害

本市の被害想定は、上記東京湾北部地震と千葉県北西部直下地震において、次のとおりとしています。

項目		数量	
		千葉県北西部直下地震	東京湾北部地震
原因別建物全壊・焼失棟数	揺れ	90棟	17棟
	液状化	10棟	11棟
	火災	0棟	—
建物倒壊等による人的被害	死者	0人	0人
	重軽傷者	110人	5時53人 12時40人 18時41人
ブロック塀の転倒による人的被害	死者	—	0人
	重軽傷者	—	5時0人 12時7人 18時12人
避難者	1日後	290人 (うち避難所避難者180人)	6,231人 (最大)
	2週間後	2100人 (うち避難所避難者850人)	—

2 耐震化の現状

(1)住宅の現状

本市の建築年代別住宅数は以下のとおりです。

	総数	住宅の種類		構造				
		専用住宅	併用住宅	木造	防火木造	RC・SRC造	鉄骨造	その他
昭和45年以前	1,340	1,300	40	1,060	270	10	-	-
昭和46年～55年	1,710	1,670	50	980	460	200	-	-
昭和56年～平成2年	3,170	3,120	50	1,520	1,480	60	90	20
平成3年～12年	5,610	5,570	40	1,790	3,310	340	150	20
平成13年～22年	3,440	3,410	30	950	1,970	460	70	-
平成23年～27年	1,580	1,580	-	280	1,230	10	70	-
平成28年～30年9月	900	880	20	140	730	20	-	-
合計	17,750	17,530	230	6,720	9,450	1,100	430	60

〈統計局 H30 住宅・土地統計調査より〉

平成30年住宅・土地統計調査によると、本市の住宅戸数全体は17,750戸と推測され、そのうち、昭和55年以前のものは約3,050戸となります。

住宅全体の耐震化の状況は、国の全国統計による耐震性を有する割合を乗じる方法による推計では、耐震性の不足するものが約1,880戸となり、耐震化率は約89%と推測されます。

(2)特定建築物の現状

特定建築物に該当する市の建築物は34棟あり、旧耐震基準の建築物は13棟ありました。建替により取り壊した2棟を除き、耐震性が不足していた11棟について、耐震補強等を実施したことから耐震化率100%となっています。

民間建築物については、13棟ありますが、全て昭和56年6月以降の建築物であるため、耐震性のある建築物となっています。

		総数	昭和56年6月以前の建築物		昭和56年6月以降の建築物	耐震化率(%)
			耐震性なし・不明	耐震性あり		
特定建築物	市有建築物	34	0	11	23	100.0%
	民間建築物	13	-	-	13	100.0%
	合計	47	0	11	36	100.0%

3 耐震改修等の目標の設定

東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震に関する地震防災戦略(中央防災会議)において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされ、改正耐震改修促進法に基づく国の基本方針及び県計画で示された目標を踏

まえ、住宅の令和7年度における耐震化率の目標は95%とし、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消させるものとします。

(1) 市有建築物

現在、旧耐震基準により建てられた11棟については、全て耐震改修等を実施したことから、全体の耐震化率は、100%となっています。

しかし、災害時において庁舎では被害情報収集や災害対策指示等が行われ、学校は避難場所等として活用されるなど、多くの市有建築物が応急活動の拠点として活用されることとなります。

そのため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、重要度や用途に応じた耐震性能の向上に努めます。

(2) 民間建築物

民間建築物に関わる地震対策は、建築物の所有者等が自己の責任において、自らの建築物の安全性を確保することが原則であり、市は、これをできるだけ支援するという観点から、本計画に基づき、住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援等、民間建築物の耐震改修等を促進させる施策を推進し、目標とする耐震化率の達成を目指します。

4 市有建築物の耐震化

本市は、主要な市有建築物について各施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報(所在地、施設名称、耐震診断の有無、実施時期、実施結果、構造耐震指標値(Is 値)等)を公表するものとします。

第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、所有者等が自らの問題として意識を持って取り組むことが大切です。「自らの命や財産は自ら守る」ということが原則であり、所有者等は、このことを十分に認識して、自らの努力のもと耐震化を進めることが重要です。

こうした所有者等の取り組みを支援するため、県、市、建築関係団体等は、相互に連携を図りながら各々の役割と責務を果たすことにより、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めることとします。

2 重点的に耐震化すべき区域・建築物

大網白里市全域を対象とし、耐震性が不足する昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、重点的に耐震化すべき建築物として位置づけます。

3 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要

市は、住宅の所有者等が行う耐震診断及び耐震改修に対して、次のような支援策を講じることで、住宅の耐震化を促進するものとします。

(1)耐震診断補助制度

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者に対し、耐震診断費用の一部について、国・県の補助制度を活用した助成制度を設けています。

(2)耐震改修補助制度

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に関し、住宅の所有者が耐震診断結果に基づき行う耐震補強の改修費用の一部について、国・県の補助制度を活用した助成制度を設けています。

4 地震発生時に通行を確保すべき道路(重点道路)

地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、応急活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、地震時に通行を確保すべき道路は、次のとおりとします。

(1)緊急輸送道路

「大網白里市地域防災計画」において、地震発生時に避難、救助、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として指定された道路

■市の指定する緊急輸送道路

主要地方道千葉・大網線、主要地方道山田台・大網白里線

■県の指定する緊急輸送道路

1次路線※	国道128号
2次路線※	主要地方道飯岡・一宮線

※1次路線とは、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道

※2次路線とは、1次路線を補完し、市役所等を相互連絡する県道等

(2)避難路等

地域住民が避難場所等まで安全に到達するための市道及び県道

(3)通学路

児童が学校に通学するための安全な道路

5 地震時の建築物の安全対策

建築物に起因する地震災害では、建築物の倒壊によるものだけでなく、非構造部材の落下などによる人的被害も多く発生しています。

そのため、建築物の所有者等は、このような人的被害の予防のため、建築物の耐震化と合わせ、総合的な建築物等の安全対策を講じることが必要です。

市は、次の対策について、県と連携し、所有者等に対し耐震化対策の必要性や効果について意識啓発を図っていきます。

(1)エレベーターの閉じ込め対策

建築物の高層化が進む中、地震発生時においてエレベーターが緊急停止し内部に長時間閉じ込められる事態が問題となっております。このため、県は所有者等に対しエレベーターの閉じ込め防止対策を講ずるよう促すこととしており、市は県と連携して対応します。

(2)各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このため、県は所有者等に対し落下物防止対策を講ずるよう促すこととしており、市は県と連携して対応します。

(3)ブロック塀等の対策推進

地震発生時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。このため、県は所有者等に対しパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なコンクリートブロック塀の撤去、改善の指導を行うこととしており、市は県と連携して対応します。

(4)天井等の崩落防止対策

平成23年3月に発生した東日本大震災では、天井材等の落下により死傷者が出るなど甚大な被害が生じています。このため、特定天井の構造が規定され、天井崩落対策の基準が定められました。特定行政庁(県)においては、崩落防止対策の技術基準や安全な天井を目指すため、建築基準法の定期報告等の機会を捉えて、所有者に対し知識の普及や防止対策を促すものとしており、市は県と連携して対応します。

6 大網白里市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

本計画の具体的な行動計画として、大網白里市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し実行するとともに、耐震診断及び耐震改修などの支援策と併せ木造住宅の更なる耐震化の促進を図ります。

第4 啓発及び知識の普及に関する事項

1 地震ハザードマップの活用

市は、既に公表されている地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)を基に、建築物の所有者等の地震に対する意識の啓発を図ります。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1)耐震相談窓口の設置

市は、建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を扱う団体等を紹介する案内窓口を設置します。

建築関係団体は、専門的な知識や個別具体的な内容について相談を受け付けるとともに、相談者に対して耐震診断及び耐震改修等を行う技術者を紹介するため、耐震相談窓口を設置します。

(2)所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

市は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建築技術者等に対して要請します。

3 パンフレットの配布等

(1)パンフレットの配布等

市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るためのパンフレットを窓口に備えて配布します。

(2)耐震相談会の実施

市は、建築関係団体等の協力を得ながら、建築士等による無料耐震相談会を実施し、建築物の所有者等の耐震化に関する意識の啓発、知識の普及を図ります。

第5 所管行政庁との連携に関する事項

1 耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表等

耐震改修促進法第12条の規定により、所管行政庁(県)は、特定建築物の所有者に対して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができますとされています。

また、所管行政庁(県)は、特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものについて、必要な指示をすることができ、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができますとされています。

市は、特定建築物の耐震化を促進するため、県と連携して対応します。

2 建築基準法に基づく勧告、命令等

建築基準法第12条の規定により、特定行政庁(県)は、保安上著しく危険と認められる建築物について、その所有者等に対し、必要な措置をとることを勧告することができますとされています。

また、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置を命ずることができるとされています。

市は、特定建築物の耐震化を促進するため、県と連携して対応します。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体との連携

県、市及び建築関係団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

2 その他

本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

大網白里市都市整備課

千葉県大網白里市大網 115-2

TEL : 0475-70-0366

E-mail : toshiseibi@city.oamishirasato.lg.jp

ホームページアドレス

<http://www.city.oamishirasato.lg.jp/>